

主な道路施設の点検計画の策定について

1. 点検計画について

平成 25 年の道路法改正に伴い、平成 26 年 7 月よりトンネル等の主な道路施設について、5 年に 1 度（1 巡）の近接目視による定期点検が義務化されました。

県では、これまで橋梁・トンネル・舗装の点検・調査を実施してきましたが、義務化に伴って、これらの道路施設に加え、横断歩道橋、大型カルバート（盛土または道路下部を横断する箱型構造物）、門型標識等についても定期点検を行うこととなりました。

平成 27 年 1 月 6 日の「第 3 回滋賀県道路メンテナンス会議」において、県、市町等の対象施設の点検計画のとりまとめを行いました。このうち、県管理道路施設における点検計画を以下のとおり策定しました。

橋梁については、国から示された優先順位の考え方（緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、建設後相当年数（築約 50 年以上）経過している橋梁等）に基づき、各年度毎の平準化を図った計画としています。



メンテナンスサイクルの構築（イメージ）

主な道路施設の点検計画

施設	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	管理施設数
道路橋（全数）	596	720	367	623	570	2,876
うち橋長 L ≥ 15m	66	0	361	191	216	834
うち橋長 2m ≤ L < 15m	530	720	6	432	354	2,042
うち桁形式	488	8	6	432	354	1,288
うちボックス形式	42	712	0	0	0	754
トンネル	4	15	11	8	10	48
横断歩道橋	0	3	0	0	33	36
大型カルバート	0	0	0	0	3	3
門型標識等	0	0	0	0	11	11
ロックシェッド等	0	0	0	0	12	12

注 1) 管理施設数については、平成 26 年 12 月 5 日時点における数量です。

- 注 2) 本計画は予算や関係機関との協議等によりやむを得ず変更になる可能性があります。
- 注 3) 橋梁は、橋長 2m 以上。加えてボックス形式については、土被り 1m 未満に限り橋梁と定義しています。
- 注 4) 大型カルバートは、内空に 2 車線以上の道路を有する程度の規模とします。
- 注 5) 横断歩道橋、大型カルバート、門型標識等、ロックシェット等は、平成 25、26 年度に道路ストック総点検による点検を実施しています。

2. 今後の取り組み

橋長 15m 以上の橋梁については、平成 23 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しており、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間に 対策を予定している橋梁 203 橋について公表しているところです。この修繕計画は、点検が 1 巡する 5 年毎に見直すこととしており、次回は、平成 28 年度に見直すこととしています。

橋長 15m 未満の桁形式の橋梁については平成 27 年度に、15m 未満のボックス形式の橋梁については、平成 28 年度にそれぞれ橋梁長寿命化修繕計画を策定する予定であり、順次、修繕工事を進めていきます。

また、舗装については、平成 26 年度中に舗装修繕計画を策定予定であり、平成 27 年度以降、計画に基づき修繕工事を進めていくこととしています。

今後は、今回策定した点検計画に基づき、着実かつ継続的に道路施設の点検・診断を行い、予防保全の観点から、適切な維持管理に努めてまいります。



橋梁（安曇川大橋_高島市）



トンネル（裏白トンネル_甲賀市信楽町）



ロックシェッド（国道 477 号_甲賀市土山町）



横断歩道橋（野路歩道橋_草津市）



門型標識（国道 477 号_竜王町）



大型カルバート（高宮地下道_彦根市）

（参考写真）点検計画策定の道路施設